

議事日程第4号

平成30年12月14日（金曜日） 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第68号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案の審議及び採決 15件

議案第52号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第53号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第56号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第59号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第64号 工事請負契約の一部変更について

議案第65号 指定管理者の指定について

議案第66号 可児川防災等ため池組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 2件

総務建設産業常任委員会付託事件 2件

議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第 5 議員派遣の件 1件

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等
の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 大鋸敏男
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春
農林課長 可児英治	上下水道課長 鍵谷和宏
建設課長 筒井幹次	会計管理者 佐久間英明
生涯学習課長 石原昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議会事務局 丸 山 浩 史
書 記

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番 大沢まり子さん、11 番 岡本隆子さんの 2 名を指名しま
す。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第 68 号を議題として上程し、提案理由
の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第 68 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、朗読を省
略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

おはようございます。

議案第 68 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いた
します。

補正予算つづりオレンジ色の表紙裏 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳出予算の組み替えを行うもので、予算総額の増減はございません。

第 1 条、保険事業勘定の歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正による。

各款項ごとに補正額については、2ページの第1表 歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

第2条で債務負担行為について規定しております。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為であります。

介護予防指体操周知用のDVD等作成業務委託に向けた債務負担行為1件の設定をお願いいたします。

期間については、平成31年度、限度額は160万円としております。

今回の補正につきましては、このたび東濃実業高校の生活文化科、福祉看護類型の介護予防班の生徒の皆さんが御嵩町イメージソング「夢いろの街」に合わせた新しい介護予防体操「夢いろ指体操」を考案していただきました。町といたしまして、今後「夢いろ体操」とともに、住民の介護予防に役立てていくために、「夢いろ指体操」を町の内外に幅広く普及、PRしていきたいと考えています。そのために、「夢いろ指体操」のDVD、あわせて撮影及びその後の啓発用Tシャツを作成するものであります。

それでは、詳細を説明しますので、5ページをごらんください。

款05 地域支援事業費、項01 介護予防・日常生活支援総合事業、目02 一般介護予防事業、節13 委託料は、DVDの作成委託料90万円とTシャツ作製委託料16万円、合わせて106万円の増額となります。

最後に、款06 予備費を歳出調整で106万円減額いたします。

以上で、議案第68号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時20分といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第 3、議案の審議及び採決を行います。

議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

小学校のエアコンの件ですけれども、今回、国が補正予算で上げてきておりますのを使わずに、御嵩町独自の形でということで予算を組んであるということでございますけれども、国の予算も見てみますと、地方負担割合が 26.7%に抑えられるような形になっているということですので、比較してやはりこちらのほうを選んだということなので、比較の金額といえますか、どれだけ違うということを教えていただきたいと思います。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、今の大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、御嵩小学校、伏見小学校の空調施設について計上しました予算は、先般御説明したとおり委託費、工事費合わせて総額で 2 億 3,770 万円でございます。先般、今おっしゃいました国の補正予算において予算化されました学校施設の空調設備導入に対する補助金、冷房設備対応臨時特例交付金に係る補助金の算定方法、そしてこの事業に充てられる地方債について少し触れさせていただきます。

まず、冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、補助率が 3 分の 1 で、補助対象経費の算出方法は空調設備を設置する教室面積に単価 2 万 3,000 円を乗じて算出します。こちらが補助対象経費となります。

今回、空調設備の導入を予定しています教室は、御嵩小学校と伏見小学校合わせて 3,581 平方メートルですので、補助対象経費は約 8,200 万円、そして国庫補助金はその 3 分の 1 に当たる約 2,700 万円であります。

また、この交付金のほか地方債についても拡充がなされております。充当率 100%、交付税措置率 60%の補正予算債を借りることができますが、この補正予算債は補助対象経費の約 8,200 万円から国庫補助金の約 2,700 万円を差し引いた約 5,500 万円に充てることができるというものでございます。

結果としまして国の交付金を活用した場合、全体事業費、予算ベースですが 2 億 3,770 万円

から国庫補助金約 2,700 万円、それと補正予算債約 5,500 万円を差し引いた残額は純粋に一般財源で対応するということになります。今回の補正予算では、国の交付金を使わず、地方単独事業として交付税措置率 50%の地方債で事業を行う予算案を編成しております。事業費総額 2 億 3,770 万円のうち、交付金や交付税措置分など国庫負担相当額を試算しますと、国の交付金を活用した場合は、国庫負担相当額は事業費の 25.3%に当たる約 6,000 万円でございます。また、交付金を活用しない場合、今回の補正予算ですが、活用しない場合は国庫負担相当額が事業費全体の 37.5%に当たる約 8,900 万円という結果になりました。

こういったことを比較検討しました結果を踏まえまして、今回の補正予算を編成しておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

大まかに 3 点について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、13 ページです。

諸収入についてですが、本年 12 月 2 日に行われました中山道往来は、ウオークですね、本年初めて参加費を徴収されたわけですが、その事業主体がどういうふうな格好か知りませんが、諸収入での予算措置がありませんので、どうなっているのかお聞きしたいです。また、この件に関連しまして、本年の参加者が昨年と比べてどのような状況であったか。一部、沿道沿いの方から聞いた話ですが、本年は大変少なかったというようなことでありました。また、参加費を徴収したことで、この苦情や問題点等はなかったのかどうか、その点についてお聞きをします。これは、担当課長のほうにお願いします、答弁は。

大まかな 2 つ目ですが、2 つ目につきましては 22 ページ、商工観光費の中の工事請負費、観光施設等整備工事の、要は諸之木峠のトイレの関係であります。

私は以前から、入札執行をやって差額金が出た場合は早期に補正予算を組んで、次の事業等に充てたらどうかというような御質問をしておりましたので、今回もそんなような格好での質問にさせていただきます。

12 月 2 日の中山道往来の折に、諸之木峠でトイレを使った方に聞きますと、大変木の香りがして、新しく快適だというような御指摘を受け、担当課のほうの工事を行った分については本当にありがたいと思っております。ただ、この中で本年、県補助の 270 万円、それから地方債の 330 万円、両方合わせて約 600 万円減額という格好になっています。差金でいえば、一般

財源も多少含めますが、600万円強を切っておると思いますが、今回の補正予算では300万円であったということでもあります。その関係で、総務建設産業常任委員会等の説明、またこの上程の説明の中では、旧鍵谷邸の下水道工事を行った関係でこの費用を使ったということで、ぼつと安易に、単純に説明をされて300万円の減額という格好になりましたが、この7の1の3の15の工事請負費1,500万円につきましては当初予算では諸之木峠のトイレということだけしか説明がなかったわけです。その点でいいますと、突然、旧鍵谷邸という文言が出てきた。一番最初に言いましたが、補正予算で入札差金が出て、完成までもう変更やいろいろがない場合は、次の事業というような格好でのという質問をしておったということを言いましたが、道路工事の道路維持費とかいろいろの場合のこの入札差金とは違うと思うんですね。

そこで、私は7月以降だと思いますが、この旧鍵谷邸の下水道の工事に財源が必要であるということで、担当課のほうで多分練られたと思います。議会は、7月、8月、9月も定例会がありますし、8月でも我々11人寄って、議会活性化研究会とかいろいろまだやって、しょっちゅうやっておる中で、そういう中で説明をしていただいて、こういうふうで今回使わせていただくというようなことがあれば、我々としてもありがたいと思っておりますが、結果的に総務建設産業常任委員会で300万円はこういうふうですという単純なさつと流れた安易な説明であったと思っております。報告、連絡、相談等を議会のほうとしょっちゅうやっていただければありがたいと思っておりますが、なかなかそういう機会がなくて、今回つくっていただけなくて、今回こういうような格好での補正予算が設定されたということにつきましては、私ども本当ちょっと我々を信用していただけないのかというふうな格好での質問を今回させていただきました。その点、議員に対してもどういふふうな思いでみえるのかということ、ちょっとこれはやっぱり寺本副町長にお聞きしたいと思っております。

また、一部このトイレは中山道沿線に建設ということで、観光の名義で十分かと思いますが、ただ旧鍵谷邸の関係については、地域づくりの補助金を450万円いただいておりますような格好から、もしこの旧鍵谷邸に関する下水道整備を行うのであれば、総務費のまちづくり事業のうちだと私は思います。ですから、そちらのほうでの補正予算を設定するのが本意でなかったかなというふうには思っておりますので、その点についても答弁をよろしくお願いします。

最後、3つ目ですが、補正予算の24ページ、都市計画費の関係における委託料の入札結果であります。

1点、基本図修正業務につきましては、3,400万円のうちの1,800万円ということで、約47%の予算に比しての落札率。それから、基礎調査業務におきましては730万円のうちの490万円のカットということで、約33%の落札ということで、大変、町の税金を慎重に使っていただくという状況ではありますので、こういうふうな安価な入札が得られたということはありません。

がたいことですが、ただ予算書の要求段階においては過大見積もりではなかったのかとか、また設計は正当にして落札が低いと、担当者がこの金額で要求する内容が本当に得られたのか得られないのか、どういう経緯でこういう状況となったのか、説明をこれは担当課長のほうでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上3点ですが、よろしくお願ひします。以上です。

議長（山田儀雄君）

まちづくり課長 山田敏寛君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

それでは、加藤議員の1つ目の質問にお答えいたします。

中山道往来で500円徴収した分につきましては、中山道往来主催者であります中山道御嶽宿・細久手宿ウォーキング実行委員会の会計に収入となるものでございます。

参加者につきましては、本年度458人ということで、前年度は822人で45%の減でございました。

問題につきましては、問題となるようなことはありませんでしたが、有料化につきまして受付で確認される方がございましたので、説明により納得していただけたものでございます。また、アンケートでは満足度は昨年とほぼ同じとてもよい、よいが91%でございました。なお、反省会では、来年度500円はそのまま、参加者をふやすように取り組んでいこうと話合われたところでございます。

また、この実行委員会形式の中山道往来を含め、そのほか可児才蔵だけでなく、観光の産業化に向けて、引き続き熱意を持って努めてまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（山田儀雄君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、2点目の質問ということで、予算全般ということで、私のほうで回答させていただきます。

1年間を通じて予算執行していく中で、当初想定していたこと以外のことがいろいろ起こってまいります。例えば今回の補正でも、上程しております歳入については北海道環境財団からの指定寄附があったと、それに伴って水土里隊の備品等を購入するというのも一つですし、また「麒麟がくる」推進協議会が岐阜県を中心として立ち上がった。それに対しての負担金の必要性が生じた。大河ドラマは再来年でございますけれども、その前に推進協議会ということでございますので、まさに「麒麟がくる」前に請求書が来るという事態になったわけござい

ます。

そういった事案に対しまして、補正予算で計上し、議員の皆様方に審議していただいて認めていただく。これが一番フォーマルな、大原則なやり方だと思います。そうでない事態も当然あり得ます。例えば認めていただいた既決予算の範囲内で、新たな需要に対応するということが往々にしてあります。その件に関しましては、認められた予算の範囲内ということですので、当然執行部としても執行権という形で歳出予算を執行しておりますので、議員の皆さんもその点は御理解していただけるかなと思っております。

質問の本題に戻りますが、今回の諸之木峠の案件につきましては、入札差金が発生して、その残額、残ったのを旧鍵谷邸で使用するというような補正予算の内容であります。旧鍵谷邸の工事につきましても、これはもう当初では想定していなかったということですが、ただ、説明する段階でいろんな事態が発生した場合、丁寧に説明していくことは、予算を執行する執行部としては当然の責務であると考えています。よって、加藤議員の質問にもありましたように、折を見て議会にしっかりと説明しておくべきものということで、私自身大いに反省しているところでございます。

また、まちづくり推進費として450万円の補助金を出した上での今回の工事請負費、事業内容等につきましては明確にすみ分けができておりますので、重複した支出は一切ありません。ただ、支出科目につきまして、まちづくりの推進補助金が総務費、今回の工事は観光商工費ということで、一貫性がないじゃないかという御指摘に対しまして、総務費のほうで補正で上げるというのが本来のやり方だと思いますが、今回、諸之木峠の入札差金が出たこともありますし、観光という側面から見て、今回の補正上程ですので、一言で言えば、臨機応変にちょっとやってしまったかなということも一つの反省点ではございます。

いずれにしろ、今回の質問を契機に、やはりしっかりと議員の皆様方に説明をした上で、予算執行をしていくという思いを新たにする契機とさせていただきますので、私一同管理職、気を引き締めてしっかりと丁寧に説明して予算執行をしていきますので、よろしく御理解、御了承願いたいと思います。

以上で私の答弁とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

今年度、平成30年度におきましては、御嵩町がおおむね5年ごとに行っております都市計画基本図の修正作業の年として当初予算に計上させていただいたところです。この業務

の中で、航空写真の撮影についても行うというのですが、今年度については、たまたま国土地理院のほうが行います航空写真の撮影というものが、この御嵩町を含むこの地域になっていたということが情報として得られたということから、この成果を国から借用することで撮影に関する経費を削減できたというところが1点ございます。また、さらに県からの委託を受けて実施をいたします都市計画基礎調査につきましても、今年度が実施年であったことから、先ほどの航空写真の撮影を除いた分の基本図の修正業務とこの基礎調査業務を一つの業務として発注をすることで、業者間での競争性が高まるものと考えまして競争入札に付したというところがございます。

その結果、非常に安価な落札になったというところですよ。今年度につきましては、国土地理院の事業を含めまして、これらの事業が同じ年度に重なり、発注形態を少し工夫したことで経費の削減が図れたものと考えております。

また、要求どおりの内容だったかということにつきましては、中間の打ち合わせなどによりまして、要求に対応した成果となっていることを確認しながら進めさせていただいておるところでございます。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

21ページの農林水産費の農業振興費、報償金35万円計上がされております。これにつきましては、いわゆる有害鳥獣等の捕獲頭数が、今年度8月以降急増したということで計上されてきたと思うんですが、10月以降の豚コレラの関係で猟期に入って、御嵩町は全面禁猟という形の協力をしておるわけでありましてけれども、猟友会、県猟のほうから、県との協議の中で調査捕獲をやっていただきたいということで、捕獲用のおり、それから防護服、消毒液、それからそれらに類するものの備品供給が実はありました、猟友会に対して。その中で、捕獲したものは、全てこれは県の検疫をかけるために岐阜市まで持ち込まなきゃいけない。その辺の経費が一切これは認められていない。猟友会の会員で一部、主要地方道多治見白川線から西側について、当初、6頭ほど捕獲をしましたがけれども、美濃加茂市と八百津町の一部でイノシシのコレラが発見されたということで、御嵩町全域で調査捕獲をやっていただけないかということでエリアが広範になりました。そういう中で、使用するおり等についても、猟友会のおりを含めて、町のおりも含めて約20基ぐらいに拡大をして協力をしていくと。その間の費用というのは、全て猟友会の個人の自己負担というような形になっておりますけれども、こういうものに

については、行政は本当を言うところある程度、それを助成の対象にして本来は、これは県の方針に従った行為でありますので、ある程度予算化をして応えるべきじゃないか。いわゆる費用弁償程度のことは当然対応すべきだと思うんですが、その辺の町としての考え方、もしあれば回答いただきたいと思いますが。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の補正につきましては、明らかに豚コレラに起因しない交通事故等で死亡したイノシシについての処理につきまして計上しておりますのでございます。

先ほど、県のほうから猟友会へ直接委託を受けておられるということにつきましては、これは県と直接猟友会のほうでやられておることではございますので、今回の予算の中では対応ということは、現在はちょっと考えていないところではございますが、今、谷口議員がおっしゃいました猟友会のほうで直接持ち出しがあるという現実があるということでございますので、そのあたり、そうした意見があるということをお県にもしっかりと伝えさせていただきまして、対応を求めていくことを考えております。以上です。

議長（山田儀雄君）

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 53 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 53 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 56 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 56 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 58 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 58 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 59 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

質疑というよりお願いであります。

御嵩町の職員の雇用の関係の5年という制限のある中、前回質問しましたら、この制度は県指定による2年経過後の3日間の講習でこの資格が取れるということを知りましたので、現在放課後児童健全育成事業に携わってみえる方々をこのような制度で大いに指導支援員という格好で、皆さん方資格を取るような格好でよろしくお願ひしたいと思っておりますので、条文であります5年というのはやっぱり長過ぎますので、そこら辺の運用は、条例上は一応決めてはありますが、運用上は県指定による講習を極力受けていただくような格好でよろしくお願ひしたいと思います。以上です。要望だけです。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第60号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 60 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 61 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

今回の一部改正、工事費を事業費に改める。これはかなり、いわゆる工事費と事業費となると金額が相当違った形になってくるかと思いますが、この辺どういうあれでしょうか、ちょっと説明をお願いしたいと思いますが。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

例えば土地改良事業に必要な、例えば水路とかそういったものを直したいという要望がござ

います。そういった場合は、特定の受益者がいらっしゃるということも鑑みまして、そういった必要な工事を実施する際に、必要な測量とか設計について、こうしたものも必要になってくる場合がございます。こうしたものにつきましても、受益者の方へよく説明をした上で、こういった測量設計費が必要ということで、そうした部分につきましても工事費と同様な形で必要な分担金を徴収させていただき、そういったことを考えているところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実は工事費から事業費にかえるということは、いわゆる受益者負担金の増大につながっていくということで、その受益者であるがゆえに負担するのは当たり前ということではなくして、特に地域の農業なんかを守っていくために、ため池の改修であるとか、河川の水路の改修であるとか、そういうものの補助事業等について農業者は相当負担を強いられておる。さらに、条例改正という形の中で工事費と事業費では、この事業費というのは経費等も含めて、いわゆる全ての総費用を事業費という認定でいいかと思いますが、そうすると従来の受益者負担金が、さらに受益者にとっては負担増につながるというおそれがあるんですが、その辺のところはどうでしょうか。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

こういった農業、特に農業を守っていくということは必要であるとは感じております。ただ、特定な受益が発生するというのもございまして、こういった分担金をいただきながら進めるということで、現在は進めているところでございます。

今後、厳しい農業という現実もございまして、こういった受益者負担、これは条例上、例えばこの分担率の表現の仕方、例えば50%以内とかそういった書き方をしています。以内ということは、ゼロから50%ということもございまして、そのあたり、その事業の必要性とか性格とか、そういったものを十分判断しながら、この分担率については考えていきたいとは思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男君）

先ほどの答弁であります。これは、例えば事業費ということになってくると、当然、負担割合が、負担額が変わってくると。そういうときに、いわゆるその負担率でうまく調整をするというような対応というのを今後はお願いしておきたいというふうに考えておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

議長（山田儀雄君）

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

同じような質問をしようとしていましたら、先に谷口議員にされました。

1点だけお願ひというか、この条例を改正するに当たって、改良組合の経理状況等を聞いてみますと、賦課金を集めるだけでも大変だと、毎年の経費を集めるだけでも大変だと。その中で、この工事費というものを、事務費等も含む事業費にされてはというようなことも考えるわけですが、そこら辺のコンセンサス、要するに説明をされて納得を得られたからこういうふうには条例を変えるのか、そうでない、条例を変えてから、今後そういう該当の場所に対しては話をしていくのか、現状はどのようになっていますでしょうか。そこら辺をまずお聞きして、該当者に対する周知徹底を早期に行って、スムーズな条例の運用にしていきたいという気持ちがありますので、そこら辺の考えだけお聞かせ願ひしたいと思います。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

お答えいたします。

今回、こうした条例を改正させていただく、今までもこういった形で、例えばため池の今回補正予算も上がっていますが、そういったもので、設計費をいただくということでお話しているところでございます。今までもこういった設計費につきましては、工事費と一体的なものとそういったような判断もございましたので、こうした受益者の負担金をいただくということで地元のほうにしっかり話をいただきながら、当然同意もいただきながら事業をスタートさせていただいたところでございます。今後もこうした要望が上がってくるのが想定されておりますので、しっかり事業を進める初期の段階におきまして、しっかり要望を聞きながら、また設計等もしっかり説明をしながら、負担については同意をいただきまして工事をスタートさせていきたいと思っております。

議長（山田儀雄君）

議員の皆さんにお願いしたいと思えますけれども、質疑にとどめていただきたいという思いがありますので、よろしくをお願いします。

そのほか質疑ございませんか。

ただいまの私のほうから申し上げましたのは、質疑じゃなくてお願いという部分がありましたので、お願いではなくて質疑にとどめていただきたい、こういうことであります。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

この条例の改正に伴って、土地改良組合等に事前に話はされていますかという質疑はしたと思います。その後の関係は、執行部がこんな方法を私はお願いしただけで、まずは説明したかどうかを聞きたかっただけです。わかりますか。

議長（山田儀雄君）

そこは、それで今、答弁させていただきましたけれども、先ほど、前のときに、質疑ではなくて要望という部分がありましたので、それも含めて、今、ここでは質疑をお願いしたいということをお願いします。

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 63 号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

この条文の中で、第 4 条、御嵩町基金条例というので下水道基金を削ってあるわけですが、今後この基金の取り扱いはどのようになりますか。

議長（山田儀雄君）

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、加藤議員の質問にお答えをいたします。

下水道基金の取り扱いについては、今後、3 月補正や当初予算編成の中で、財政部局と相談させていただくことになると考えております。

ただ、3 月補正で下水道基金を繰入金とさせて計上させていただき、下水道企業会計へ引き継いでいくことも、今後選択肢の一つというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 63 号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 64 号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 64 号 工事請負契約の一部変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 65 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

この指定管理者の指定に当たり、町の保育園の職員にも臨時職員等、今後の説明をされたと聞いております。保育園の保育士の多くは臨時職員ですけれども、他市町の雇用条件のよい保育園に移りたいという、これをきっかけにといいですか、というふうに検討されている方もいらっしゃるというふうに聞いています。保育士不足というのは全国的に起こっていますけれども、御嵩町でも他市町より条件が悪いとか、そういうことが起こってきますと、この先、保育士が足りなくなるのではないかとということが懸念されますけれども、その点についてはどうい

うふうに考えてみえますかというのが1点。

それからもう一点は、この指定管理の後、障害児の受け入れについてはどのように変わっていくのかということで、以上2点について質問をいたしますのでお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

福祉課長 高木雅春君。

福祉課長（高木雅春君）

それでは、岡本議員の1点目の質問のほうにお答えしたいと思います。

現在、臨時保育士の方には、民営化に当たりまして説明会等を開催させていただきました。その中で、今、岡本議員がおっしゃられるように、近隣では八百津町などでは通勤手当とか期末手当を出しているところがあるということはわかっておりまして、今、御嵩町はこれまで保育士の賃金等につきましては月給制または時給制で支給をしております、年収ベースで見たときにほかの市町と見劣りがしないようにということで金額の設定をしてきているという経緯がございます。

そういう中で、今、保育士不足ということがありまして、他市町では手当を出すことによって雇用状況をよくして募集をかけているところがございますが、先日、臨時保育士の方に、今後、民営化に伴いまして御嵩町で引き続き雇用をお願いしたいかどうかというのを聞いております。その中で、大半の方につきましては、このまま引き続き御嵩町の雇用をお願いしたいというような回答を得ております。ただ一方で、中保育園を民営化することによりまして、御嵩町のほうで雇用する臨時職員の数は今よりも少なく済むということもありまして、その辺も踏まえまして、臨時職員の中には、今後、杉山第三学園さんのほうの雇用を考えてもいいかなという方も見えます。私どもにしてみれば、御嵩町の児童にとっては、今いる保育士が、雇用先は違いますが、御嵩町の中で雇用してもらえるのが一番いいかなというふうに思っておりますので、来週、杉山第三学園のほうから臨時職員に対して、今後の雇用の条件とかの説明会がございますので、その中を聞いて、御嵩保育園のほう、杉山第三学園さんの雇用であれば、そのまま引き継いで、御嵩町の保育士として働いていただける方がたくさんいればいいかなというふうに思っています。また、他市町との条件につきましては、今後、見劣りをするような感じがしてきたなということがあれば、人事部局と相談させていただいて、雇用条件の改善にはつなげていきたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

2点目の障害者の方の保育はどうなるかということになりますが、今現在、御嵩町中保育園のほうでは、障害や要支援が必要な児童に対しては、加配の保育士を配置するなどして保育を行っているところがございます。そちらにつきましては、今回、民間の方に事業者を募集する

に当たりましては、これまで中保育園がやってきていただいた保育については、引き続き実施していただくことを条件として応募しております、そのことについては受け入れていただいている状況でございます。

今現在、御嵩保育園は民営化されておりますけれど、私どものほうで御嵩保育園を希望する児童の中で障害児の方が見えれば、その方を受け入れていただいて、加配保育士などを配置していただいているところでございます。この加配保育士を配置した場合には、その人件費相当額を補助金として今現在交付しております、今回、補正予算で提出させていただきました債務負担行為の中にはその加配保育士の配置を見込んだ金額も計上させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 65 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 66 号 可児川防災等ため池組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 66 号 可児川防災等ため池組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 67 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 67 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 68 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とし

ます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

3 ページの債務負担行為の 160 万円ですけれども、済みません、この内訳についてもう一度説明をお願いいたします。

それから、先ほど全協の説明でDVDの作成 800 枚という説明だったんですけれども、800 枚ってとても多いような気がしまして、町内の施設とかいろんなところに配っても 800 枚はかなり多いんじゃないかなと思いますが、その根拠もお示してください。お願いします。

議長（山田儀雄君）

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

ただいまの岡本議員の質問にお答えいたします。

債務負担行為で上げました 160 万円の内訳につきましては、平成 31 年度についてはDVD自身の編集を終えたDVDの作成プレスの作業及びDVDに挟む歌詞カードのようなものですが、これブックレットといいます。そういったものの作成を行います。そちらのプレスの作業、編集プレス前の設定の作業に 90 万円、プレスの作業で 40 万円ほど、ブックレットの作業で 30 万円というのを見込んでおります。

2 点目の 800 枚の使用につきましては、こちらのDVDにつきましては末永くというか、ことしだけのものではなく、幅広く活用していきたいということで、今年度、全協でも御説明したんですが、事業所及びいろいろな関係者、またイベント等々に参加された方に、一般の住民さんにもお配りしたりとか、また町がいろいろ行っております介護予防事業、筋トレの申込者等々にも配っていきたくて考えておりますので、それは複数年度、数年間これを使っていきたいということで 800 枚というふうで作成させていただきます。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

DVDのプレス作業に 40 万円、歌詞カードに 30 万円ですね。あと残りはどういう内訳です

か。

議長（山田儀雄君）

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

先ほども御説明しましたが、プレスの準備にわたるいろんな設定作業等々ございます。そちらのほうに90万円かかるということで見込んでおります。

議長（山田儀雄君）

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

先ほどは大変失礼しました。

ちょっと予算から離れるかもしれないですけど、今回、この議会の最終日に急遽追加議案が出てきたんですけれども、この予算160万円ほどですが、来年度も含めて。今、どうしてこれ、急いで上程するような理由がちょっと私見当たらないんですが、この辺町長にお答え願いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、安藤議員の質問にお答えをいたします。

議員の皆さんが聞きたいというような質問について、私は担当者にはほぼ全てしております。今の内訳についてもそうですけれども、事細かに説明を聞きました。一番大切だったのは、やはりなぜこの時期、こんなことになったのかということでありました。全員協議会のほうでも説明させていただいたように、ごくごく最近に要望としてはそういうものが完成したということで、何とかしたいという相談を受けたと。基本的には、もう少し担当者が東濃実業にも顔を出しながら、こういうことに取り組んでいるという、学校ですので情報をもう少し得ている必要があったというふうに思います。これは、もう担当者にもしっかりと言い置いたところであります。

これに対して、私、なぜ急なのかという部分について、2つ感じました。1つは、まず行政のスピード感がどれだけあるのかと、議会の柔軟性がどれだけあるのかと、それが問われたような形になったかと。といいますのは、常識的に考えて、一般の方々は議会の仕組みは御存じない、普通ですと議員協議会にこれを諮り、全員協議会で諮り、その上で議会運営委員会に諮

りということで、議案として提出できるわけですが、一般の方が感じるとしたら、ただ単に今年度はまだ3カ月半あるという感覚で捉えておられるだろうと。こういう趣旨のものについては、やはりスピード感があってしかるべきだなということを思います。中心として取り組んできたのは東濃実業の3年生の生徒ですので、当然3月には卒業ということになってくる。心情的に言えば、その子たちの、いわゆるつくり上げたものの完成品をDVDにおさめて、残していきたいと思うのは当たり前なことだろうなということは思います。

したがって、行政の手続であるとか、議会の手続というものよりも、逆に言えば、優先しなきゃいけない問題であるのではないかということをお自身も考え、本来なら頻りに連絡をとっていただければ、9月定例会あたりで全体の介護保険の補正予算に対してこういうものも入れておけば、理解が深まったと思います。多分、今回、この単独で出したことによって、急だという疑問のほうが多分皆さん大きいと思いますので、内容については金額の精査はしておりますし、それからどのように安く上がっていくのかということに取り組んでいけばできていくと思います。担当者に申しつけたのは、年度内に仮にできたとしても、5月連休明けにいっき健康まつりを予定していますので、それに携わった3年生も社会人になっているか、大学に行っているか、どういう人生を歩んでいるかわかりませんが、ぜひその3年生たちに参加してもらって、このDVDの発表を兼ねてやったらどうだと、そういうお願いをしておけということも指示しましたので、その点を実現させていきたいと、このように思っております。急であったというのは、本当に急であったということでもありますけれど、もう少しフットワーク軽く、いろんなところから情報を収集することが必要であるというのが、今回の戒めになったかと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第 4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました議案第 57 号と議案第 62 号の 2 件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました 2 件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、総務建設産業常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について、以上 2 件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

それでは報告させていただきます。

平成 30 年 12 月 12 日、御嵩町議会議長 山田儀雄様。総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

12 月 12 日の第 4 回定例会において本委員会に付託された事件について、会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告させていただきます。

1. 審査実施日、平成 30 年 12 月 12 日。

審査事件名、議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、議案第 57 号及び議案第 62 号の審査に当たっては、条例の内容が町行政施策として適切かつ適正であるか、また住民等にとって手続が適正な内容であるかなどを主眼に審査を行いました。

4. 審査の結果ですが、議案第 57 号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 62 号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上、報告させていただきます。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（山田儀雄君）

日程第 5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第 100 条第 13 項及び御嵩町議会会議規則第 127 条の規定により、平成 30 年 12 月 18 日から 2 日間、地元選出国會議員への陳情活動のため衆議院議員会館及び参議院議員会館に議員全員を派遣します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣については、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定をしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第 6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議員の皆さんには、今定例会で上程させていただきました議案全てに議了していただきまして、ありがとうございました。

正直言いますと、もう少し時間のかかる議案も幾つかあるかとは思っておりましたけれど、非常に淡々と審議をし、判断をしていただいたことに敬意を表するものであります。

これでもう正月を待つばかりかといえば、まだまだ年末までにいろんなことをクリアしなければいけないという事案もあります。今定例会で皆さんに委員会も含めて指摘を受けたこと、補正予算にしても条例にしてもそうでありますけれど、真摯に受けとめ、直すべきところは直しながら、今後も知恵を絞っていきたいというふうに思っております。

来週は、議員の皆さんと上京ということで、国会議員の皆さんにもお願いをしなければいけないことが多々あります。国会議員の方々というのは、制度をつくる仕事ではありますけれど、その制度の内容が余り比較対象されないという部分の弱さがあると思います。御嵩町が学校のエアコンの設置を今回できた補助制度に乗っからないほうが、むしろリーズナブルだということで予算の計上をしておりますけれど、多分制度をつくった方はそんなことは思ってみえないというふうに思います。私自身も多分半分ぐらい補助金で、あと残った分は借金で、また半分ぐらい交付税措置がされるのかなと期待をしていたわけでありまして、そうではなかったということでもあります。こういうことを現実、我々地方自治体、基礎自治体というのは、取り組んでいる立場として、議員の皆さんからも国会議員の皆さんにそういう説明をしていただくと、非常にまた違ったものになってくるのではないのかなというふうに思います。ぜひそういったものも含めて、御嵩町民のため、まずは本年の締めをしながら、国会の皆さんにも来年以降またよろしくということで、和気あいあいとしたいい時間が送れたらなと祈念しております。

皆さんには、体調のほう十分管理していただいて、よりよい年末年始を迎えていただくことをお願いしまして、私の議会定例会最終日の御挨拶とお礼とさせていただきます。本日は、どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これもちまして平成 30 年御嵩町議会第 4 回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 36 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子